

宮城県消費者施策推進基本計画（第4期）実施状況（令和6年度）

計画期間（令和3年度～令和7年度）

1 消費生活の安全・安心の確保

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等												
1	(1)	消費生活の安全・安心の確保															
		商品・サービスの安全の確保															
		サービスの安全の確保															
		液化石油ガス販売事業者への立入検査等 ① （製品安全4法による立入検査）	○液化石油ガス法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、液化石油ガスによる災害を防止するとともに、取引の適正の確保に努める。 液化石油ガス販売所への立入検査実施 <table border="1"> <tr> <td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>74件</td><td>104件</td><td>86件</td><td>61件</td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	74件	104件	86件	61件		消防課	【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、適切な販売業務について確認と指導を行ったことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	74件	104件	86件	61件													
		電気用品販売事業者への立入検査等 ② （製品安全4法による立入検査）	○電気用品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、電気用品による事故の未然防止に努める。（市町村移譲事務） 電気用品販売事業者への立入検査実施 <table border="1"> <tr> <td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>13件</td><td>13件</td><td>16件</td><td>10件</td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	13件	13件	16件	10件		消防課	【自己評価】 販売事業者へ立入検査を実施し、不適格な製品が販売されていないことを確認したことで、消費者の安全確保に資することができた。 【課題と今後の対応等】 引続き販売事業者に対する立入検査及び指導監督を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	13件	13件	16件	10件													
		ガス用品販売事業者への立入検査等 ③ （製品安全4法による立入検査）	○ガス事業法に基づき、販売事業者に対し立入検査及び指導監督を実施し、事故の未然防止に努める。 ガス用品販売事業者への立入検査 <table border="1"> <tr> <td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr> <td>立入検査実施件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td></tr> </table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	0件	0件	0件	0件		消防課	【自己評価】 必要に応じて販売事業者への立入検査を実施することとしているが、必要があると認められる事案は発生しなかった。 【課題と今後の対応等】 一般消費者から情報提供を受けた場合等、必要に応じてガス用品販売事業者への立入検査を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7												
立入検査実施件数	0件	0件	0件	0件													

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
1 消費生活の安全・安心の確保	④ 消費生活用製品の危険防止に係る立入検査等 (製品安全4法による立入検査)	○消費生活用製品安全法に基づき、販売事業者に対し立入検査や指導を実施し、消費者の生命・身体に対する危害の防止に努める。(町村移譲事業) ・県(町村含む)の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>3店舗</td><td>4店舗</td><td>4店舗</td><td>5店舗</td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1町</td><td>1町</td><td>1町</td><td>2町</td><td></td></tr><tr><td>町村</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td>大河原町</td><td>大河原町他</td><td></td></tr></table> ※「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)」により、平成24年4月1日からは各市へ事務移譲 (参考)市の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施店舗数</td><td>20店舗</td><td>20店舗</td><td>17店舗</td><td>9店舗</td><td></td></tr><tr><td>立入検査実施町村数</td><td>1市</td><td>1市</td><td>1市</td><td>1市</td><td></td></tr><tr><td>市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td>仙台市</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数	3店舗	4店舗	4店舗	5店舗		立入検査実施町村数	1町	1町	1町	2町		町村	大河原町	大河原町	大河原町	大河原町他		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施店舗数	20店舗	20店舗	17店舗	9店舗		立入検査実施町村数	1市	1市	1市	1市		市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市		消費生活・文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な製品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者の安全確保に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。 引き続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
立入検査実施店舗数	3店舗	4店舗	4店舗	5店舗																																																
立入検査実施町村数	1町	1町	1町	2町																																																
町村	大河原町	大河原町	大河原町	大河原町他																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
立入検査実施店舗数	20店舗	20店舗	17店舗	9店舗																																																
立入検査実施町村数	1市	1市	1市	1市																																																
市	仙台市	仙台市	仙台市	仙台市																																																
	⑤ 貸金業者の指導監督	○貸金業法に基づき、貸金業登録を行った事業者への立入検査や指導監督等を実施し、資金需要者利益保護を図る。 ・貸金業者立入検査の実施状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施件数</td><td>5件</td><td>5件</td><td>9件</td><td>4件</td><td></td></tr></table> ・貸金業に関する苦情・相談・問合せ受付状況 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>苦情・相談受付件数</td><td>15件</td><td>10件</td><td>17件</td><td>15件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	5件	5件	9件	4件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	苦情・相談受付件数	15件	10件	17件	15件		商工金融課	【自己評価】 立入検査においては、指摘事項等があった業者に対して改善を求め、貸金業者が法令等を遵守した適正な業務運営を行うよう指導するとともに、苦情・相談においては、必要に応じて警察や弁護士への相談を勧めるなど、資金需要者等の利益の保護に努めており、消費生活の安全・安心の確保に寄与している。 【課題と今後の対応等】 今後も、立入検査等を通じて貸金業者が法令遵守を徹底し、適正な業務運営を行うよう指導・監督を続けていくとともに、資金需要者等からの苦情・相談・問合せについても適切に対応し、その利益保護に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
立入検査実施件数	5件	5件	9件	4件																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
苦情・相談受付件数	15件	10件	17件	15件																																																

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1 消費生活の安全・安心の確保	(1) 商品・サービスの安全の確保	⑥ みやぎ食の安全安心確保県民総参加運動事業	○県民参加での食の安全安心確保対策の推進に向け、消費者の役割を自らの行動で積極的に果たす人材の育成に努める。 ・「みやぎ食の安全安心消費者モニター」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>登録者数</td><td>1,089人</td><td>1,136人</td><td>1,158人</td><td>1,209人</td><td></td></tr></table> ・「みやぎ食の安全安心消費者モニターアンケート」 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回答者数</td><td>609人</td><td>596人</td><td>615人</td><td>555人</td><td></td></tr></table> ・消費者モニターの活動 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>(延べ参加)率</td><td>79%</td><td>96%</td><td>106%</td><td>94%</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	登録者数	1,089人	1,136人	1,158人	1,209人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回答者数	609人	596人	615人	555人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	(延べ参加)率	79%	96%	106%	94%		食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 みやぎ食の安全安心消費者モニターの人数が増加するなど、県民参加が図られた。 モニターアンケートに関して、回答期限の延長、モニターだよりによる提出催促、各種イベント参加の優先権付与などの工夫を行ったが、回答者数が減少した。 消費者モニターの活動に関して、アンケート回答者数が減少したことにより述べ参加率が減少した。 ※延べ参加率・・・登録者数に対する、アンケートやイベントの参加者合計人数の割合 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要であるが、モニターの高齢化等に伴い活動率が減少していることを踏まえ、今後はより多くの県民が参画できる体制を構築する必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
登録者数	1,089人	1,136人	1,158人	1,209人																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
回答者数	609人	596人	615人	555人																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
(延べ参加)率	79%	96%	106%	94%																																					
⑦ 食の安全安心相互交流理解度アップ事業	○食の安全安心に関する相互理解（リスクコミュニケーション）の充実・強化を図るため、「食の安全安心セミナー」や「地方懇談会」を開催し、消費者、生産者・事業者及び行政等が情報の共有や意見交換を行う。 ・食の安全安心セミナー <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td></tr></table> ・地方懇談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>8回</td><td>12回</td><td>10回</td><td>11回</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回	2回		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	8回	12回	10回	11回		食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 各種セミナーや地方懇談会を通じて、食の安全・安心に関する普及啓発活動を継続して実施してきた。これにより、消費者や事業者への情報提供が行われ、理解の促進につながっていると考えている。また、参加者のニーズに配慮した内容の提供を意識した。 【課題と今後の対応等】 食の安全・安心の確保に向け、引き続き各種セミナーや地方懇談会を通じた普及啓発活動を継続するとともに、開催回数の増加など、より効果的な普及啓発を目指して取り組んでいく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
開催回数	2回	2回	2回	2回																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																				
開催回数	8回	12回	10回	11回																																					

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																
1	(1)	消費生活の安全・安心の確保	商品・サービスの安全の確保	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 事業者に対し衛生管理等についての監視及び指導を実施した。特に、大規模食中毒の発生に繋がる可能性のある施設や、広域流通食品を製造・加工する施設などを重点監視施設と定めて監視を行い、HACCPに沿った衛生管理の導入促進に向け、技術的支援制度による啓発を実施した。また、県内の流通食品を対象に収去検査を行い、不適切な食品の流通を防止するとともに、事業者に対して必要に応じて指導することで食の安全確保に寄与した。 【課題と今後の対応等】 食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。食品衛生法の改正により、全ての食品等事業者のHACCPに沿った衛生管理の導入が制度化されたため、事業者のHACCP導入及び実践を個別に指導するなど、継続して技術的な支援を行う必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																
		食品営業施設取締指導事業	○食に起因する衛生上の危害発生の防止に努める。 ・食品営業施設の監視指導数 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>監視指導数（件数）</td><td>17,793件</td><td>14,621件</td><td>13,755件</td><td>13,609件</td><td></td></tr> </table> ・収去検査（細菌検査） <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>検体数</td><td>1,236検体</td><td>1,150検体</td><td>1,291検体</td><td>1,152検体</td><td></td></tr> </table> ・収去検査（理化学検査） <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>検体数</td><td>732検体</td><td>941検体</td><td>829検体</td><td>1,058検体</td><td></td></tr> </table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	監視指導数（件数）	17,793件	14,621件	13,755件	13,609件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	1,236検体	1,150検体	1,291検体	1,152検体		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	732検体
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
監視指導数（件数）	17,793件	14,621件	13,755件	13,609件																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
検体数	1,236検体	1,150検体	1,291検体	1,152検体																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
検体数	732検体	941検体	829検体	1,058検体																																	
1	(1)	消費生活の安全・安心の確保	食品検査対策事業	食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 県内に流通する輸入食品等について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品等の流通を防止した。 【課題と今後の対応等】 今後も食の安全安心の確保に向けて、継続的な施策の実施が必要である。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																
		食品検査対策事業	○主に輸入食品に対し、検査を実施することで、食品の安全の確保に努める。 ・特殊有害物質調査数（残留農薬） <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>検体数</td><td>73検体</td><td>79検体</td><td>82検体</td><td>81検体</td><td></td></tr> </table> ・特殊有害物質調査数（輸入食品） <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>検体数</td><td>94検体</td><td>128検体</td><td>131検体</td><td>129検体</td><td></td></tr> </table> ・食品中のアレルギー物質検査 <table border="1"> <tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr> <tr><td>検査件数</td><td>32件</td><td>36件</td><td>40件</td><td>41検体</td><td></td></tr> </table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	73検体	79検体	82検体	81検体		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検体数	94検体	128検体	131検体	129検体		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査件数	32件
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
検体数	73検体	79検体	82検体	81検体																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
検体数	94検体	128検体	131検体	129検体																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																
検査件数	32件	36件	40件	41検体																																	

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																								
1	(2)	① 製品事故・消費者事故等の情報提供	○産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県のホームページへの掲載により、適切な情報提供を行う。	消防課	【自己評価】 対象となる重大事故等の発生はなかった。 【課題と今後の対応等】 産業保安関係の重大事故等が発生した場合は、県ホームページへ「製品事故情報」として掲載を行い、適切な情報提供を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
			<table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	—	—	—	—													
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																						
情報提供	—	—	—	—																									
重点推進項目	1																												
		② 消費者トラブル等の相談及び情報提供	○みやぎの消費生活情報や消費者庁等からの事故情報をホームページに掲載するなど、迅速な情報発信・提供に努める。	消費生活・文化課	【自己評価】 県のホームページから消費者庁等のホームページにリンクを設定し、生命・身体被害に関する「消費生活上の事故情報」や、「リコール情報」などに繋げた。また、消費者庁から随時発出される注意喚起を、電子メールにより速やかに市町村等へ情報提供した。 みやぎの消費生活情報（毎月発行）は、各種団体に配付するとともにホームページに掲載し、広く情報発信をした。 【課題と今後の対応等】 県民が適時有益な情報を受けられるよう、分かりやすく情報提供を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
			○県民からの消費生活相談に対応するため、消費生活相談窓口を設置し、苦情や相談の処理・解決に努める。 ・消費生活相談	消費生活・文化課	【自己評価】 消費生活相談に対して、引き続き適切な処理及び解決に努めた。令和6年度の相談件数は、前年に比べ500件以上増加した。例年6,000件以上の相談があり、相談内容も複雑多様化しており、悪質商法等の消費者トラブルへの対応が必要となっている。 【課題と今後の対応等】 県消費生活センターはセンター・オブ・センターズとしての機能が求められているため、経由相談等による市町村相談窓口への更なる支援を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
			<table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>県相談機関受付件数</td><td>7,662件</td><td>7,310件</td><td>6,146件</td><td>6,698件</td><td></td></tr><tr><td>うち消費生活センター</td><td>6,722件</td><td>6,347件</td><td>5,229件</td><td>5,718件</td><td></td></tr><tr><td>うち県民サービスセンター</td><td>940件</td><td>963件</td><td>917件</td><td>980件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	県相談機関受付件数	7,662件	7,310件	6,146件	6,698件		うち消費生活センター	6,722件	6,347件	5,229件	5,718件		うち県民サービスセンター	940件	963件	917件	980件			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																								
県相談機関受付件数	7,662件	7,310件	6,146件	6,698件																									
うち消費生活センター	6,722件	6,347件	5,229件	5,718件																									
うち県民サービスセンター	940件	963件	917件	980件																									

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																											
1 （2） 消費生活の安全・安心の確保	③ 薬事啓発事業	○消費者が医薬品や薬用植物を安全に使用できるよう、医薬品について「くすりの相談室」を開設し相談等に対し助言・指導を行うほか、「薬と健康の週間」に各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品や薬用植物に関する正しい知識の普及啓発を図る。 ・薬事相談窓口の設置 （一社）宮城県薬剤師会薬事情報センター内に「くすりの相談室」を設け、毎週火・金曜日に医薬品等の相談・苦情処理を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>367件</td><td>267件</td><td>314件</td><td>276件</td><td></td></tr></table> ・「薬と健康の週間」事業 薬と健康の週間に合わせて、各地域で講演会やセミナー、展示会等を開催し、医薬品等に関する正しい知識について普及啓発を行う。 ※ 薬と健康の週間：10月17日～10月23日 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催イベント件数</td><td>26件</td><td>31件</td><td>34件</td><td>32件</td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>約1,900人</td><td>約2,200人</td><td>約12,000人</td><td>約1,600人</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	367件	267件	314件	276件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催イベント件数	26件	31件	34件	32件		参加人数	約1,900人	約2,200人	約12,000人	約1,600人		薬務課	【自己評価】 「くすりの相談室」では、医薬品の適正使用や健康食品の活用等、幅広い内容の相談に対しきめ細かに対応することができた。「薬と健康の週間」においては、「薬と健康のつどい」等、地域の実情に応じた啓発活動を実施し、医薬品の適正な使用について広く普及啓発できた。 【課題と今後の対応等】 セルフメディケーションが推進される中、県民一人一人が医薬品の適正使用についての正しい知識を身につけることが今後ますます重要となることから、集客型のイベントに限らず、様々な方法により医薬品の適正使用や本事業について周知を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																													
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																									
	相談受付件数	367件	267件	314件	276件																																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開催イベント件数	26件	31件	34件	32件																																																											
参加人数	約1,900人	約2,200人	約12,000人	約1,600人																																																											
④ 木造住宅等耐震化の相談・情報提供事業	○木造住宅等の耐震診断や耐震改修工事についての相談窓口の開設や、情報提供など、住まいの耐震性に関する支援を推進する。 ・耐震相談所開設 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開設期間</td><td>11か月</td><td>11か月</td><td>11か月</td><td>11か月</td><td></td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>46件</td><td>69件</td><td>47件</td><td>45件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開設期間	11か月	11か月	11か月	11か月		相談受付件数	46件	69件	47件	45件		建築宅地課	【自己評価】 建築物の耐震リフォームに関する相談窓口を設置することにより、相談体制の充実が図られた。 【課題と今後の対応等】 県内には、昭和56年以前に建築され耐震性が不十分な木造住宅が多く存在するため、建築物の耐震性又は耐震化に関して不安や疑問のある県民からの相談に適切に対応できるよう、引き続き建築の専門家による相談窓口を設置する必要がある。 また、耐震改修工事に活用できる高齢者向け融資制度の普及・啓発に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開設期間	11か月	11か月	11か月	11か月																																																											
相談受付件数	46件	69件	47件	45件																																																											
⑤ 住まいの相談及び情報提供	○住宅トラブルや長期優良住宅に関する相談に対応する。また、新築住宅、住宅リフォーム等の各種支援制度や税制策について周知するほか、市町村職員等を対象とした住宅相談窓口担当者等講習会を開催する。 ・住宅・宅地相談 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>約 260 件</td><td>約 130 件</td><td>約 140 件</td><td>約 130 件</td><td></td></tr></table> ・住宅相談窓口担当者等講習会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>参加者数</td><td>－</td><td>30人</td><td>31人</td><td>30人</td><td></td></tr></table> （R4:WEB開催） ・みやぎ復興住宅整備推進会議と独立行政法人住宅金融支援機構の共催により、被災者の自力再建に関する相談会を開催する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談会開催回数</td><td>9回 （1市）</td><td>8回 （1市）</td><td>10回 （1市）</td><td>10回 （1市）</td><td></td></tr></table> ・住宅に関する相談に適切に対応するため「みやぎ住まいの困りごと相談」と題したQ&A集を作成し、併せて住宅課のホームページに掲載することで、県民や民間事業者等が、直接担当窓口へアプローチできるようにする。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>住宅相談 Q & A の作成</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>ホームページ掲載</td><td>○</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> （R 5 年度に見直し実施）	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	約 260 件	約 130 件	約 140 件	約 130 件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	1回	1回		参加者数	－	30人	31人	30人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談会開催回数	9回 （1市）	8回 （1市）	10回 （1市）	10回 （1市）		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	住宅相談 Q & A の作成	－	－	○	○		ホームページ掲載	○	－	○	○		住宅課	【自己評価】 住宅や宅地に関する各種相談に応じたほか、ホームページを通じて住宅関連制度等の情報提供を行った。 住宅相談窓口担当者等講習会は会場開催とした。 【課題と今後の対応等】 住宅相談Q & Aについては、令和5年度に内容の見直しを行い、「みやぎ住まいの困りごと相談」の表題で再掲載した。相談窓口における各種相談に応じるため、多様化する住宅関連制度等の情報を収集・整理し、適切な回答や助言、情報提供等ができるよう努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
相談受付件数	約 260 件	約 130 件	約 140 件	約 130 件																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
開催回数	－	1回	1回	1回																																																											
参加者数	－	30人	31人	30人																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
相談会開催回数	9回 （1市）	8回 （1市）	10回 （1市）	10回 （1市）																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
住宅相談 Q & A の作成	－	－	○	○																																																											
ホームページ掲載	○	－	○	○																																																											

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等
1	消費生活の安全・安心の確保	(2) 各種窓口相談等による情報提供の充実	⑥ 宅地建物取引等の相談・情報提供事業	建築宅地課	【自己評価】 宅地・建物の売買、賃貸に関する相談に対し、購入者等の利益を保護する観点から、宅地建物取引業法に照らし適切な助言を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 日々多様化、複雑化している宅地建物取引に関する相談に適切に対応できるよう、研修会への参加等により職員の相談対応能力の向上に努めるとともに、事業者に対する指導・監督を行っていく。また、漏水トラブルや駐車場等の不動産管理、退去時の原状回復費用負担、騒音等の近隣トラブルなど、宅地建物取引以外の相談も多く、これらの相談については、消費生活センター、ADR、法テラス等を案内する等適切に対応していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		(3) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保	① 表示及び景品類付き販売の適正化	消費生活・文化課	【自己評価】 違反被疑事案に対する調査、指導を適切に行うことにより、消費者が商品・サービスを適切に選択できる機会の確保に努めることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も相談員との情報共有を図り、違反被疑事案の把握に努めている。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		② 家庭用品の品質表示の適正化	消費生活・文化課	【自己評価】 市町が事業者へ立入検査を実施し、不適格な品質表示の家庭用品を販売していないことを確認するとともに、検査・指導を通じて事業者の対象品目に関する知識向上を図ることをもって、消費者利益の保護に努めている。 【課題と今後の対応等】 立入検査は義務ではないため、実施している市町は一部であるが、事業者の意識啓発及び知識向上に繋がる側面があり、消費者の安全確保の一助となるものである。 引き続き、国及び市町村との情報共有に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止	

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
（３）商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保 1消費生活の安全・安心の確保	③食品表示適正化事業	○消費者が食品を正しく選択する際の判断に資するため、食品表示110番等により得られた情報に基づき、国や市町村と連携しながら事業者等に対し確認調査を行うなど、食品表示法や景品表示法に基づく監視指導を行い食品表示の適正化を図るほか、事業者及び消費者に対する出前講座の開催などにより、食品表示に関する制度の普及啓発を図る。 ・食品表示監視指導事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>調査件数</td><td>36件</td><td>52件</td><td>33件</td><td>19件</td><td></td></tr><tr><td>うち改善指導件数</td><td>5件</td><td>4件</td><td>4件</td><td>1件</td><td></td></tr></table> ・食品表示ウォッチャー事業（みやぎ食の安全安心消費者モニターの中から「食品表示ウォッチャー」100人を委嘱） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>モニタリング調査件数</td><td>0件</td><td>1,307件</td><td>1,273件</td><td>1,325件</td><td></td></tr><tr><td>うち改善指導件数</td><td>0件</td><td>3件</td><td>6件</td><td>9件</td><td></td></tr></table> ※R3年度はコロナにより事業中止 ・食品表示制度普及啓発事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>出前講座・研修会等</td><td>5回</td><td>4回</td><td>5回</td><td>9回</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	調査件数	36件	52件	33件	19件		うち改善指導件数	5件	4件	4件	1件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	モニタリング調査件数	0件	1,307件	1,273件	1,325件		うち改善指導件数	0件	3件	6件	9件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	出前講座・研修会等	5回	4回	5回	9回		食と暮らしの安全推進課	【自己評価】 食品表示110番を通じて得られた情報をもとに、関係事業者への調査・指導を行い、食品表示の適正化に一定の成果を挙げることができた。また、制度の周知啓発活動にも継続的に取り組み、消費者・事業者双方への理解促進を図ることができたと考える。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き関係機関と連携し、得られた情報を的確に活用し、表示の適正化に向けた指導の質の向上を目指す。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
調査件数	36件	52件	33件	19件																																																
うち改善指導件数	5件	4件	4件	1件																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
モニタリング調査件数	0件	1,307件	1,273件	1,325件																																																
うち改善指導件数	0件	3件	6件	9件																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
出前講座・研修会等	5回	4回	5回	9回																																																
④栄養成分表示等適正化事業	○食品の栄養表示やいわゆる健康食品に関する健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、事業者に指導、監督、相談等を行い、表示の適正化を図るほか、消費者へ適切な情報提供がなされるよう、事業者及び消費者に対する普及啓発の促進に努める。 ・食品関連事業者等に対する相談・指導 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談・指導件数</td><td>137件</td><td>118件</td><td>83件</td><td>140件</td><td></td></tr><tr><td>立入検査・収去件数</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td></tr></table> ・食品表示普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>15回</td><td>14回</td><td>40回</td><td>29回</td><td></td></tr><tr><td>人数</td><td>603人</td><td>560人</td><td>1,328人</td><td>1,266人</td><td></td></tr></table> ・「消費者向け栄養成分表示リーフレット」による情報提供 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談・指導件数	137件	118件	83件	140件		立入検査・収去件数	0件	0件	0件	0件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	15回	14回	40回	29回		人数	603人	560人	1,328人	1,266人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○	○		健康推進課	【自己評価】 食品の栄養成分表示や健康の保持増進効果等の虚偽・誇大広告等について、各保健所及び健康推進課において事業者へ指導・相談対応を実施し、出前講座等により消費者への普及啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 表示の適正化を図るため、事業者に対して制度の周知に努めるとともに、引き続き食品関連事業者への指導や相談対応を行う。また、消費者に対して適切な表示活用について普及啓発を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
相談・指導件数	137件	118件	83件	140件																																																
立入検査・収去件数	0件	0件	0件	0件																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
回数	15回	14回	40回	29回																																																
人数	603人	560人	1,328人	1,266人																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
情報提供	○	○	○	○																																																

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																												
1 消費生活の安全・安心の確保	(3) 商品・サービスの表示及び規格の適正化による選択の機会の確保 ⑤	○温泉法に基づく温泉利用施設への立入検査を実施し、再分析や温泉成分等の適正な掲示について確認・指導を行うことにより、安心して快適に温泉が利用できるように努める。 ・再分析や温泉成分等の適正な掲示についての確認・指導 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査実施件数</td><td>41件</td><td>30件</td><td>74件</td><td>30件</td><td></td></tr></table> ・温泉利用施設管理者等を対象にした研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>研修会参加人数</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査実施件数	41件	30件	74件	30件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	研修会参加人数	—	—	—	—		薬務課	【自己評価】 定期的に温泉利用施設に立入検査を実施し、温泉の適正使用について指導することができた。 なお、温泉利用施設管理者等に対し、温泉に関して特に周知すべき事項がある場合などには、必要に応じて研修会を開催することとしているが、R6年度は開催実績はなかった。 【課題と今後の対応等】 超高齢化が進み、健康維持の観点から、県民が健康食品の摂取や温泉療法など様々な健康管理方法に興味を示している。しかしながら、誤った知識の元でこれらの行為が行われた場合、健康を害する恐れがあるため、正しい知識の普及啓発が必要である。このことから、今後も必要に応じて温泉利用施設管理者等に対して立入検査や研修会を実施して、温泉の適正使用を推進する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																				
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
立入検査実施件数	41件	30件	74件	30件																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
研修会参加人数	—	—	—	—																																																												
	⑥	○特定計量器(はかり、タクシーメーター等)の精度を公的に担保するため、事業者が製造・修理した計量器及び商店、学校、薬局等で使用している計量器の検定検査を実施するほか、県内のスーパーや商店街を対象に商品量目検査を実施することにより、表示量目の適正化を図るなど、取引の適正化に努める。 ・特定計量器定期検査（使用中の特定計量器について検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検査数</td><td>4,357個</td><td>3,937個</td><td>4,134個</td><td>5,638個</td><td></td></tr><tr><td>検査実施市町村数</td><td>6市11町1村</td><td>7市9町</td><td>6市11町1村</td><td>7市9町</td><td></td></tr></table> ・特定計量器検定検査（製造・修理された特定計量器及び基準器について検査） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>検査数(特定計量器)</td><td>5,445個</td><td>6,045個</td><td>5,759個</td><td>5,303個</td><td></td></tr><tr><td>検査数(基準器)</td><td>78個</td><td>71個</td><td>75個</td><td>70個</td><td></td></tr></table> ○県内のスーパーや商店等を対象に商品量目検査を実施し、表示量目の適正化を図る。 ・立入検査の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>商品量目</td><td>579個</td><td>405個</td><td>714個</td><td>591個</td><td></td></tr><tr><td>特定計量器</td><td>146個</td><td>148個</td><td>173個</td><td>170個</td><td></td></tr><tr><td>計量関係事業所</td><td>0か所</td><td>0か所</td><td>0か所</td><td>0か所</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査数	4,357個	3,937個	4,134個	5,638個		検査実施市町村数	6市11町1村	7市9町	6市11町1村	7市9町		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	検査数(特定計量器)	5,445個	6,045個	5,759個	5,303個		検査数(基準器)	78個	71個	75個	70個		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	商品量目	579個	405個	714個	591個		特定計量器	146個	148個	173個	170個		計量関係事業所	0か所	0か所	0か所	0か所		産業立地推進課	【自己評価】 申請された特定計量器検定検査について全数検査を実施したことで、計量器の精度確保に寄与できた。また、検査時の指導・助言を通じて適正計量の啓発を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 必要な検定・検査を着実に実施し、適正な計量器の確保に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
検査数	4,357個	3,937個	4,134個	5,638個																																																												
検査実施市町村数	6市11町1村	7市9町	6市11町1村	7市9町																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
検査数(特定計量器)	5,445個	6,045個	5,759個	5,303個																																																												
検査数(基準器)	78個	71個	75個	70個																																																												
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
商品量目	579個	405個	714個	591個																																																												
特定計量器	146個	148個	173個	170個																																																												
計量関係事業所	0か所	0か所	0か所	0か所																																																												
	(4) 適正な契約の確保 ①	○消費者が不当な契約の締結に応じないよう、消費者関係法令（特定商取引に関する法律、消費者契約法、割賦販売法、景品表示法等）及び条例等に基づく各種制度について、ホームページや情報機関誌により、消費者への普及啓発を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○			消費生活・文化課	【自己評価】 適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 対象によってより効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																											
情報提供	○	○	○																																																													

重点推進項目 | 1

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																				
1消費生活の安全・安心の確保	②不適正な取引行為の調査・指導等	○消費者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。 ・不適正な取引行為を行った事業者への指導等 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>2件</td><td>2件</td><td>7件</td><td>10件</td><td></td></tr><tr><td>うち注意喚起</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>うち行政指導</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>うち行政処分</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	聴き取り等調査件数	2件	2件	7件	10件		うち注意喚起	1件	0件	0件	1件		うち行政指導	0件	0件	0件	1件		うち行政処分	0件	0件	0件	0件		消費生活・文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、必要に応じて指導・注意喚起を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も消費生活相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止						
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																		
聴き取り等調査件数	2件	2件	7件	10件																																				
うち注意喚起	1件	0件	0件	1件																																				
うち行政指導	0件	0件	0件	1件																																				
うち行政処分	0件	0件	0件	0件																																				
	③成年後見制度等の普及等	○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図る。 ・成年後見制度に関する研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>3回</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>87人</td><td>61人</td><td>49人</td><td>147人</td><td></td></tr></table> ・高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td>90件</td><td></td></tr><tr><td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td><td>4件</td><td>11件</td><td>8件</td><td>4件</td><td></td></tr></table> 重点推進項目 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回	3回		受講者数	87人	61人	49人	147人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件	90件		うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件	4件		長寿社会政策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村や関係者に対する研修や相談対応を行うとともに、令和6年度には、市町村向けの成年後見制度に関する研修を拡充し、市町村の体制整備を支援した。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
開催回数	2回	2回	2回	3回																																				
受講者数	87人	61人	49人	147人																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
相談受付件数	155件	148件	113件	90件																																				
うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件	4件																																				
（5）生活関連物資の安定供給	①生活関連物資の物価情報の提供	○県内の石油製品の生活関連物資の価格動向等についての情報収集を行い、ホームページで情報提供するとともに、必要に応じて関係機関への協力要請を行うなど、価格の安定と円滑な供給の実現に努める。また、異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行われるおそれがある場合には、関係法令に基づいて必要な措置を講じることとしている。 ・県内の石油製品価格状況の情報提供 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報収集及び情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・石油製品の価格安定等に関する要請の実施 宮城県石油商業協同組合、宮城県石油商業組合及び各石油元売会社へ協力を要請する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>要請日</td><td>R3.11.24</td><td>R4.12.2</td><td>R5.12.13</td><td>R6.12.16</td><td></td></tr></table> ・関係法令に基づく措置 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>措置の実施</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報収集及び情報提供	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	要請日	R3.11.24	R4.12.2	R5.12.13	R6.12.16		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	措置の実施	－	－	－	－		消費生活・文化課	【自己評価】 資源エネルギー庁が調査する石油製品価格及び宮城県生協連が実施する灯油モニター調査価格等の情報収集を行うとともに、価格をホームページに掲載し、灯油、ガソリン、軽油価格動向の情報提供に努めた。また、石油製品の適正価格と安定供給のため石油元売業者等への協力要請を実施した。 【課題と今後の対応等】 生活に関わる関心の高い情報であるため、引続き定期的な情報収集を行うとともに情報提供を実施していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
情報収集及び情報提供	○	○	○	○																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
要請日	R3.11.24	R4.12.2	R5.12.13	R6.12.16																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																			
措置の実施	－	－	－	－																																				

施策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																														
1	(5)	② 消費者物価指数等の情報提供	○「仙台市消費者物価指数」をホームページ等により毎月公表し、適切な情報提供に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○	○		統計課	【自己評価】 毎月、ホームページにより、適切な情報提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 県民の生活に関わる情報であるため、引き続き情報提供を実施する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																		
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
	情報提供	○	○	○	○																																																														
③ 災害時における物資供給及び物価監視等	○災害時における物資の供給について、提携事業者(コンビニエンスストア)との協定に基づき、連携して被災地への食料品、飲料水等の物資供給に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>非常時に備えた連絡体制の確認</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>年度末現在の提携事業者数</td><td>3社</td><td>3社</td><td>3社</td><td>3社</td><td></td></tr></table> (ファミリーマート、ローソン、セブンイレブンジャパン) ○災害時における物資の供給について、提携事業者(宮城県生活協同組合連合会)との協定に基づき、連携して被災地への物資供給を行う。 ・災害時における応急生活物資(食料品、飲料水、日用品、衣類等)の供給実績 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>食料品</td><td>おにぎり、パン、カップ麺等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>飲料水</td><td>ミネラルウォーター、お茶等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>日用品</td><td>毛布、歯ブラシ、紙オムツ等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>衣類等</td><td>肌着、靴下、セーター等</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> ○災害に乗じた異常な物価高騰や買い占め・売り惜しみなどが行なわれるおそれがある場合などには、関係法律に基づいて必要な措置をとる。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>措置の実施</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	非常時に備えた連絡体制の確認	○	○	○	○		年度末現在の提携事業者数	3社	3社	3社	3社		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	食料品	おにぎり、パン、カップ麺等	—	—	—	—		飲料水	ミネラルウォーター、お茶等	—	—	—	—		日用品	毛布、歯ブラシ、紙オムツ等	—	—	—	—		衣類等	肌着、靴下、セーター等	—	—	—	—		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	措置の実施	—	—	—	—		食産業振興課	【自己評価】 非常時に備え、提携事業者(コンビニエンスストア3社)と連絡体制を確認している。 災害時における物資の供給については、提携コンビニエンスストアとの協定に基づき、連携して被災地への物資供給に努めることとしている。(R6年度は供給の実績なし。) 【課題と今後の対応等】 引き続き災害時に備えた連絡体制を確認するとともに、災害時には協定に基づき、連携して物資供給を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																														
非常時に備えた連絡体制の確認	○	○	○	○																																																															
年度末現在の提携事業者数	3社	3社	3社	3社																																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																														
食料品	おにぎり、パン、カップ麺等	—	—	—	—																																																														
飲料水	ミネラルウォーター、お茶等	—	—	—	—																																																														
日用品	毛布、歯ブラシ、紙オムツ等	—	—	—	—																																																														
衣類等	肌着、靴下、セーター等	—	—	—	—																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																														
措置の実施	—	—	—	—																																																															
(6)	① 消費生活協同組合の指導監督	○消費生活協同組合法に基づき、指導、検査を実施し、消費生活協同組合の業務運営の適正化及び財務の健全化・透明性を確保することで、組合員の保護を図る。 消費生活協同組合への指導検査実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>指導検査実施件数</td><td>6組合</td><td>6組合</td><td>5組合</td><td>5組合</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合	5組合		消費生活・文化課	【自己評価】 生協に対し、財務会計や法令遵守の観点から指導、検査を行うことで、組合の適正な事業運営を確保することができた。 【課題と今後の対応等】 引き続き指導、検査を行い、生協事業の健全な運営と組合員の保護を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																														
指導検査実施件数	6組合	6組合	5組合	5組合																																																															

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																															
1 消費生活の安全・安心の確保	(6) 所掌する団体・事業者等への適切な指導監督	○東北経済産業局との連携により、割賦販売法に基づく立入検査を実施し、割賦販売等に係る取引の公正化及び消費者等の利益の保護を図る。 ・東北経済産業局との合同立入検査 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>立入検査</td><td>—</td><td>1団体</td><td>—</td><td>1団体</td><td></td></tr></table> ※ 適正な事業運営を確認するための検査であり、悪質事業者に対する立入検査とは異なる。	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	立入検査	—	1団体	—	1団体		消費生活・文化課	【自己評価】 東北経済産業局と合同で立入調査を行うことで、割賦販売に係る取引の公正化を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報共有及び検査実施に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																			
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
	立入検査	—	1団体	—	1団体																																														
② 事業者の指導監督	○各種会議に出席するなど、国や他の都道府県と、適宜意見交換・情報交換を行うとともに、随時、調査の協力等による情報提供、情報収集などの連携を図る。 ・国や他の都道府県との各種会議等で行った意見交換・情報交換 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>意見交換・情報交換</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ※ 主な出席会議等 都道府県等消費者行政担当課長会議、16都道府県消費者行政担当課長会議、全国消費生活センター所長会議、消費者行政ブロック会議など ・県警との情報の共有化を図り、振り込め詐欺等の高齢者を狙った悪質事業者からの被害の拡大防止に努める。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・国や他の都道府県からの調査依頼及び調査協力による情報共有 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報共有</td><td>—</td><td>—</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・県警との会議の開催等による情報共有及び連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>会議の開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ※ 宮城県多重債務問題対策会議（ヤミ金融対策を含む）	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	意見交換・情報交換	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	実施	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報共有	—	—	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	会議の開催	○	○	○	○		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 消費者庁主催の会議をはじめする各種会議等に参加し、情報を収集した。同時に国及び他県と情報交換することにより、他県の取組など参考となる事項の把握と活用にも努めた。 また、県警及び市町村とも必要に応じて随時情報交換を行うとともに、会議の開催や国主催の会議の資料提供により情報共有を図った。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集、情報交換の場を大切にするとともに、各関係機関との連携を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
意見交換・情報交換	○	○	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
実施	○	○	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
情報共有	—	—	○	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
会議の開催	○	○	○	○																																															
重点推進項目	3																																																		
	事業者及び事業者団体の自主的な取組への支援	○事業者や事業者団体が自ら実施する事業活動に関して遵守すべき基準を作成する取組及び消費者の信頼を確保するための自主的な取組等に対し、適切な支援・協力を行う。 ・宮城県コンシューマー・サービスリーダー会議(CSL)との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>総会</td><td>○</td><td>○</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>意見交換会</td><td>R3.12.16</td><td>R4.10.5</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr></table> ・公正取引協議会への支援・協力 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力</td><td>—</td><td>○</td><td>—</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・来所した事業者に対するセンターからの助言 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>事業者数</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	総会	○	○	—	—		意見交換会	R3.12.16	R4.10.5	—	—		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	—	○	—	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	事業者数	○	○	○	○		消費生活・文化課	【自己評価】 随時情報交換を行うとともに、事業者が訪問した都度、国民生活センター等で公表しているよくある相談等を伝え、適切な事業活動を行うように助言している。 【課題と今後の対応等】 今後も連携による情報交換・情報共有に努めていくとともに、取組に対する支援・協力を行っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止					
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																													
	総会	○	○	—	—																																														
意見交換会	R3.12.16	R4.10.5	—	—																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
家電公取協「正しい表示店頭キャンペーン」支援・協力	—	○	—	○																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
事業者数	○	○	○	○																																															
重点推進項目	3 4																																																		

2 自立した消費者の育成

※資料 1 - 5「宮城県消費者教育推進計画（第 2 期）実施状況」に掲載

3 消費者被害の防止と救済

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																																																																								
3 消費者被害の防止と救済		① 県消費生活センター等における相談対応機能の向上	○相談対応機能の向上を図るため、県の消費生活センター等の消費生活相談員等の研修の機会を確保するとともに、解決が困難な事例及び法律上の判断が必要な事例について、定期的に弁護士等を講師とした法律顧問相談会等を開催することにより、相談対応機能の向上を図る。 ・消費生活相談員研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R4.2.14</td><td>R4.9.1～9.2</td><td>R5.9.7～9.8</td><td>R6.10.29</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>43人</td><td>52人</td><td>56人</td><td>41人</td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>2回</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>－</td><td>36人</td><td>73人</td><td>46人</td><td></td></tr></table> ・法律顧問相談会等の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>法律顧問相談会の開催</td><td>2回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td></tr><tr><td>消費生活問題研究会の開催</td><td>2回</td><td>3回</td><td>3回</td><td>2回</td><td></td></tr><tr><td>法律顧問相談件数</td><td>18件</td><td>10件</td><td>7回</td><td>17回</td><td></td></tr><tr><td>市町村消費生活相談員等法律相談会</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）</td><td>2件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8	R6.10.29		受講者数	43人	52人	56人	41人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	2回	1回		受講者数	－	36人	73人	46人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	法律顧問相談会の開催	2回	3回	3回	3回		消費生活問題研究会の開催	2回	3回	3回	2回		法律顧問相談件数	18件	10件	7回	17回		市町村消費生活相談員等法律相談会	－	－	－	－		消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）	2件	0件	0件	1件		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例の検討会等の相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																						
開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8	R6.10.29																																																																									
受講者数	43人	52人	56人	41人																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
開催回数	－	1回	2回	1回																																																																									
受講者数	－	36人	73人	46人																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
法律顧問相談会の開催	2回	3回	3回	3回																																																																									
消費生活問題研究会の開催	2回	3回	3回	2回																																																																									
法律顧問相談件数	18件	10件	7回	17回																																																																									
市町村消費生活相談員等法律相談会	－	－	－	－																																																																									
消費生活相談アドバイザー弁護士制度相談件数（県分）	2件	0件	0件	1件																																																																									
		② 様々な媒体を活用した消費生活相談体制の構築	○電話や対面のみならず、電子申請等を活用した消費生活相談体制の構築により、相談しやすい体制づくりに努め、これまで顕在化していなかった消費者相談の掘り起こしと消費者被害の救済を図る。 ・電子申請での相談件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>55件</td><td>60件</td><td>110件</td><td>94件</td><td></td></tr></table> ・メール等での相談件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>16件</td><td>22件</td><td>19件</td><td>9件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	55件	60件	110件	94件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	16件	22件	19件	9件		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 電話による相談をためらう方のために、電子申請等により受付を行い、その後の相談に繋げることで被害の救済を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきており、今後も支援が必要である。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
相談件数	55件	60件	110件	94件																																																																									
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																								
相談件数	16件	22件	19件	9件																																																																									

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																																																		
（１）消費生活相談体制及び相談機能の充実	市町村の消費生活相談員の相談対応機能の向上支援③	○市町村の消費生活相談対応機能の向上を図るため、市町村の消費生活相談員等を対象とした研修会や、事例を学ぶための検討会を開催する。また、相談や啓発への助言を行う指定消費生活相談員を県消費生活センターに配置することにより、市町村の相談対応機能の向上を支援し、もって県全体の相談対応機能の充実を図る。	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 市町村相談員を対象に、相談業務に役立てることができる内容の講義や、弁護士による事例検討会等、相談員の相談対応資質向上を目的とした研修会を継続的に開催した。市町村消費生活相談員等法律相談会は、アドバイザー弁護士事例検討会を各圏域で実施しているため、実施しなかった。 【課題と今後の対応等】 相談内容は年々多様化・深刻化してきているため、今後も、事例検討会や研修会を開催することにより、相談員の継続的な資質向上を図る必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																																																																																																		
		・消費生活相談員研修会の開催（再掲） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R4.2.14</td><td>R4.9.1～9.2</td><td>R5.9.7～9.8</td><td>R6.10.29</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>43人</td><td>52人</td><td>56人</td><td>41人</td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等レベルアップ研修会の開催（再掲） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>－</td><td>36人</td><td>36人</td><td>46人</td><td></td></tr></table> ・市町村消費生活相談員等法律相談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table> ・消費生活相談アドバイザー弁護士制度事例検討会の開催（市町村分） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数（市町村分）</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td></tr></table> ・県消費生活センターに指定消費生活相談員を配置 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>指定消費生活相談員</td><td>2人</td><td>2人</td><td>2人</td><td>2人</td><td></td></tr></table> 重点推進項目3			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8	R6.10.29		受講者数	43人	52人	56人	41人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	1回	1回	1回		受講者数	－	36人	36人	46人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	－	－	－		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数（市町村分）	4回	4回	4回	4回		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	指定消費生活相談員	2人	2人	2人	2人																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
開催日	R4.2.14	R4.9.1～9.2	R5.9.7～9.8	R6.10.29																																																																																																																																		
受講者数	43人	52人	56人	41人																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
開催回数	－	1回	1回	1回																																																																																																																																		
受講者数	－	36人	36人	46人																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
開催回数	－	－	－	－																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
開催回数（市町村分）	4回	4回	4回	4回																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
指定消費生活相談員	2人	2人	2人	2人																																																																																																																																		
3消費者被害の防止と救済	各種媒体を活用した消費者トラブル等の情報提供①	○新たな消費者トラブル及び消費者事故の発生等を防止するため、独立行政法人国民生活センターが運用する「見守り新鮮情報」等を活用して、県のホームページやSNSを活用した情報の掲載、関係機関への情報提供等を迅速に行うなど啓発に努め、積極的に情報を提供することで、消費者被害の未然防止を図る。	消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター（仙台を除く）	【自己評価】 様々な媒体を通して積極的な情報提供等による啓発活動を行った。 国からの補助金を活用し、令和5年度に作成した消費者啓発動画を若年層や高齢者等に対してSNS等で配信を行い、啓発活動の媒体を増加させ、さらなる普及啓発に努めた。学校向けの副教材は、高校生向けには電子ブック化を行い全校に配付した。 【課題と今後の対応等】 対象別に、より効果的な周知方法を検討し、さらなる普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																																																																																																		
（２）消費者被害の未然防止		・常時、県のホームページに最新情報を掲載し、情報の提供を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・毎月1回、情報誌「みやぎの消費生活情報」を作成・配布するとともに、地域包括支援センターと訪問介護事業所にメールを配信する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>地域包括支援センター</td><td>79か所</td><td>85か所</td><td>83か所</td><td>83か所</td><td></td></tr><tr><td>訪問介護事業所</td><td>106か所</td><td>106か所</td><td>106か所</td><td>106か所</td><td></td></tr><tr><td>メール配信期間</td><td>R3.4～R4.3</td><td>R4.4～R5.3</td><td>R5.4～R6.3</td><td>R6.4～R7.3</td><td></td></tr></table> ○新聞をはじめとする各種情報誌への記事の掲載、啓発用リーフレット等の作成及び配布等を積極的に行うことにより、広く県民に対し、消費者トラブル及び消費者事故に関する情報の提供に努める。 ・各種啓発用資料の作成・配布 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成・配布総数</td><td>59,000部</td><td>86,000部</td><td>55,500部</td><td>28,500部</td><td></td></tr><tr><td>資料の種類</td><td>リーフレット 3種類</td><td>リーフレット 4種類</td><td>リーフレット 3種類</td><td>リーフレット 3種類</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">内訳</td><td>「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」</td><td>17,000部</td><td>17,000部</td><td>15,500部</td><td>15,500部</td></tr><tr><td>「知っておこう！消費基礎知識」</td><td>16,000部</td><td>16,000部</td><td>15,000部</td><td>13,000部</td></tr><tr><td>「知っておこう！これだけは」</td><td>26,000部</td><td>27,000部</td><td>25,000部</td><td>電子ブック</td></tr><tr><td>「消費生活センターに相談してください」</td><td>－</td><td>26,000部</td><td>－</td><td>－</td></tr></table> ・新聞等への記事掲載、テレビ・ラジオ等での広報 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>新聞</td><td>151回</td><td>131回</td><td>124回</td><td>124回</td><td></td></tr><tr><td>広報誌等</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>テレビ</td><td>－</td><td>－</td><td>46回</td><td>100回</td><td></td></tr><tr><td rowspan="3">ラジオCM</td><td>AM放送回数</td><td>25回</td><td>72回</td><td>45回</td><td>－</td></tr><tr><td>FM放送回数</td><td>26回</td><td>72回</td><td>45回</td><td>－</td></tr><tr><td>放送期間</td><td>R3.9～R4.2</td><td>R4.11～R5.3</td><td>R5.9～R6.1</td><td>－</td></tr><tr><td>SNS等</td><td>配信期間</td><td>－</td><td>－</td><td>R6.2～R6.3</td><td>R6.9～R6.12</td></tr></table> ・各種啓発用品の作成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>作成</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> 重点推進項目12			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	地域包括支援センター	79か所	85か所	83か所	83か所		訪問介護事業所	106か所	106か所	106か所	106か所		メール配信期間	R3.4～R4.3	R4.4～R5.3	R5.4～R6.3	R6.4～R7.3		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成・配布総数	59,000部	86,000部	55,500部	28,500部		資料の種類	リーフレット 3種類	リーフレット 4種類	リーフレット 3種類	リーフレット 3種類		内訳	「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」	17,000部	17,000部	15,500部	15,500部	「知っておこう！消費基礎知識」	16,000部	16,000部	15,000部	13,000部	「知っておこう！これだけは」	26,000部	27,000部	25,000部	電子ブック	「消費生活センターに相談してください」	－	26,000部	－	－	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	新聞	151回	131回	124回	124回		広報誌等	4回	3回	2回	－		テレビ	－	－	46回	100回		ラジオCM	AM放送回数	25回	72回	45回	－	FM放送回数	26回	72回	45回	－	放送期間	R3.9～R4.2	R4.11～R5.3	R5.9～R6.1	－	SNS等	配信期間	－	－	R6.2～R6.3	R6.9～R6.12	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	作成	－	○
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
情報提供	○	○	○	○																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
地域包括支援センター	79か所	85か所	83か所	83か所																																																																																																																																		
訪問介護事業所	106か所	106か所	106か所	106か所																																																																																																																																		
メール配信期間	R3.4～R4.3	R4.4～R5.3	R5.4～R6.3	R6.4～R7.3																																																																																																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
作成・配布総数	59,000部	86,000部	55,500部	28,500部																																																																																																																																		
資料の種類	リーフレット 3種類	リーフレット 4種類	リーフレット 3種類	リーフレット 3種類																																																																																																																																		
内訳	「ぼくたち、わたしたちのくらしを考えよう」	17,000部	17,000部	15,500部	15,500部																																																																																																																																	
	「知っておこう！消費基礎知識」	16,000部	16,000部	15,000部	13,000部																																																																																																																																	
	「知っておこう！これだけは」	26,000部	27,000部	25,000部	電子ブック																																																																																																																																	
	「消費生活センターに相談してください」	－	26,000部	－	－																																																																																																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
新聞	151回	131回	124回	124回																																																																																																																																		
広報誌等	4回	3回	2回	－																																																																																																																																		
テレビ	－	－	46回	100回																																																																																																																																		
ラジオCM	AM放送回数	25回	72回	45回	－																																																																																																																																	
	FM放送回数	26回	72回	45回	－																																																																																																																																	
	放送期間	R3.9～R4.2	R4.11～R5.3	R5.9～R6.1	－																																																																																																																																	
SNS等	配信期間	－	－	R6.2～R6.3	R6.9～R6.12																																																																																																																																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																																																	
作成	－	○	○	○																																																																																																																																		

施策 策	推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																																		
3 （2）消費者被害の防止と救済	②	展示会での啓発	○県消費生活センターや県庁ロビー等に消費生活に関するパネルを展示することにより、時代に対応した身近な消費生活に関する情報を提供し、消費者被害の未然防止を図る。 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>パネル展示</td><td>1回</td><td>3回</td><td>2回</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>パネルの貸し出し</td><td>－</td><td>1回</td><td>－</td><td>2回</td><td></td></tr><tr><td>ビデオ・DVDの貸し出し</td><td>9回</td><td>8回</td><td>3回</td><td>3回</td><td></td></tr></table> ○消費生活講座の開設、消費生活相談の受付、パネル展示など、消費生活に役立つ内容を集約した「消費生活展」を開催し、消費生活に関する情報の提供及び知識の普及啓発を行い消費者被害の未然防止を図る。 宮城県金融広報委員会と共催し、「かしこい消費者を目指して～考えよう！消費生活とお金のこと～」をテーマに掲げ、パネル展示や消費生活相談等を行う。 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>来場者数</td><td>371人</td><td>－</td><td>406人</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.12.14~ R3.12.17</td><td>－</td><td>R5.12.19~ R5.12.22</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	パネル展示	1回	3回	2回	1回		パネルの貸し出し	－	1回	－	2回		ビデオ・DVDの貸し出し	9回	8回	3回	3回		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	来場者数	371人	－	406人	－		開催期間	R3.12.14~ R3.12.17	－	R5.12.19~ R5.12.22	－		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	【自己評価】 パネル展を開催し、悪徳商法の事例や対応方法、SDG sに関する知識等を一般消費者向けに展示した。また、パネルやDVDを、市町村や学校等に貸し出し、消費者啓発活動を支援した。 【課題と今後の対応等】 展示の機会を増やし、より多くの県民の目に触れるようにするとともに、啓発物の貸出を行っていることをさらに周知し、各自治体や団体の啓発活動に寄与する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																								
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																	
パネル展示	1回	3回	2回	1回																																																																																																			
パネルの貸し出し	－	1回	－	2回																																																																																																			
ビデオ・DVDの貸し出し	9回	8回	3回	3回																																																																																																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																																		
来場者数	371人	－	406人	－																																																																																																			
開催期間	R3.12.14~ R3.12.17	－	R5.12.19~ R5.12.22	－																																																																																																			
	③	講演会、出前講座の開催	○消費者を対象に消費生活に関する出前講座を開催することにより、消費者の関心の高いテーマ、消費者トラブル等に関する有益な情報を提供し、消費者被害の意識啓発を図る。 ・出前講座の開催（R4年度計：59回／1,544人） 県消費生活センター実施分 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>20回 / 718人</td><td>17回 / 589人</td><td>25回 / 860人</td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>6回 / 441人</td><td>6回 / 335人</td><td>4回 / 363人</td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>12回 / 257人</td><td>9回 / 232人</td><td>15回 / 365人</td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td><td>1回 / 30人</td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>2回 / 20人</td><td>2回 / 22人</td><td>2回 / 17人</td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td><td>3回 / 85人</td></tr></table> <table><tr><th>対象年度</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>43回 / 1,277人</td><td></td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>17回 / 711人</td><td></td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>12回 / 291人</td><td></td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>9回 / 122人</td><td></td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>3回 / 99人</td><td></td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>2回 / 54人</td><td></td></tr></table> 各県民サービスセンター実施分 <table><tr><th>対象年度</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>44回 / 1,496人</td><td>42回 / 955人</td><td>70回 / 1,395人</td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>13回 / 853人</td><td>21回 / 498人</td><td>24回 / 550人</td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>25回 / 460人</td><td>21回 / 457人</td><td>41回 / 654人</td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>1回 / 19人</td><td>0回 / 0人</td><td>3回 / 152人</td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>3回 / 120人</td><td>0回 / 0人</td><td>2回 / 39人</td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>2回 / 44人</td><td>0回 / 0人</td><td>0回 / 0人</td></tr></table> <table><tr><th>対象年度</th><th>R6</th><th>R7</th></tr><tr><td>開催回数/受講者数</td><td>94回 / 1,877人</td><td></td></tr><tr><td>内 若者対象</td><td>23回 / 652人</td><td></td></tr><tr><td>内 高齢者対象</td><td>62回 / 1,020人</td><td></td></tr><tr><td>内 福祉関係者対象</td><td>4回 / 108人</td><td></td></tr><tr><td>内 一般対象</td><td>3回 / 66人</td><td></td></tr><tr><td>内 事業者・団体対象</td><td>2回 / 31人</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	開催回数/受講者数	20回 / 718人	17回 / 589人	25回 / 860人	内 若者対象	6回 / 441人	6回 / 335人	4回 / 363人	内 高齢者対象	12回 / 257人	9回 / 232人	15回 / 365人	内 福祉関係者対象	0回 / 0人	0回 / 0人	1回 / 30人	内 一般対象	2回 / 20人	2回 / 22人	2回 / 17人	内 事業者・団体対象	0回 / 0人	0回 / 0人	3回 / 85人	対象年度	R6	R7	開催回数/受講者数	43回 / 1,277人		内 若者対象	17回 / 711人		内 高齢者対象	12回 / 291人		内 福祉関係者対象	9回 / 122人		内 一般対象	3回 / 99人		内 事業者・団体対象	2回 / 54人		対象年度	R3	R4	R5	開催回数/受講者数	44回 / 1,496人	42回 / 955人	70回 / 1,395人	内 若者対象	13回 / 853人	21回 / 498人	24回 / 550人	内 高齢者対象	25回 / 460人	21回 / 457人	41回 / 654人	内 福祉関係者対象	1回 / 19人	0回 / 0人	3回 / 152人	内 一般対象	3回 / 120人	0回 / 0人	2回 / 39人	内 事業者・団体対象	2回 / 44人	0回 / 0人	0回 / 0人	対象年度	R6	R7	開催回数/受講者数	94回 / 1,877人		内 若者対象	23回 / 652人		内 高齢者対象	62回 / 1,020人		内 福祉関係者対象	4回 / 108人		内 一般対象	3回 / 66人		内 事業者・団体対象	2回 / 31人		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 相談員等が講師となり、出前講座を行った。センターに寄せられている相談事例や注意する点等について、対象者ごとに内容を調整し、分かりやすいように寸劇等も取り入れ、注意喚起を行った。 【課題と今後の対応等】 相談員のみによる実施には限界があり、啓発活動を行える人材の育成や電子化等による啓発方法の見直しが求められている。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5																																																																																																				
開催回数/受講者数	20回 / 718人	17回 / 589人	25回 / 860人																																																																																																				
内 若者対象	6回 / 441人	6回 / 335人	4回 / 363人																																																																																																				
内 高齢者対象	12回 / 257人	9回 / 232人	15回 / 365人																																																																																																				
内 福祉関係者対象	0回 / 0人	0回 / 0人	1回 / 30人																																																																																																				
内 一般対象	2回 / 20人	2回 / 22人	2回 / 17人																																																																																																				
内 事業者・団体対象	0回 / 0人	0回 / 0人	3回 / 85人																																																																																																				
対象年度	R6	R7																																																																																																					
開催回数/受講者数	43回 / 1,277人																																																																																																						
内 若者対象	17回 / 711人																																																																																																						
内 高齢者対象	12回 / 291人																																																																																																						
内 福祉関係者対象	9回 / 122人																																																																																																						
内 一般対象	3回 / 99人																																																																																																						
内 事業者・団体対象	2回 / 54人																																																																																																						
対象年度	R3	R4	R5																																																																																																				
開催回数/受講者数	44回 / 1,496人	42回 / 955人	70回 / 1,395人																																																																																																				
内 若者対象	13回 / 853人	21回 / 498人	24回 / 550人																																																																																																				
内 高齢者対象	25回 / 460人	21回 / 457人	41回 / 654人																																																																																																				
内 福祉関係者対象	1回 / 19人	0回 / 0人	3回 / 152人																																																																																																				
内 一般対象	3回 / 120人	0回 / 0人	2回 / 39人																																																																																																				
内 事業者・団体対象	2回 / 44人	0回 / 0人	0回 / 0人																																																																																																				
対象年度	R6	R7																																																																																																					
開催回数/受講者数	94回 / 1,877人																																																																																																						
内 若者対象	23回 / 652人																																																																																																						
内 高齢者対象	62回 / 1,020人																																																																																																						
内 福祉関係者対象	4回 / 108人																																																																																																						
内 一般対象	3回 / 66人																																																																																																						
内 事業者・団体対象	2回 / 31人																																																																																																						

重点推進項目 1 | 2

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																																				
3消費生活上特に配慮を必要とする消費者被害の防止と救済	①地域の見守り体制の構築等【再掲】	○消費者教育を継続的に受けられるよう、「消費生活展」などのイベントや町内会等の求めに応じて、出前講座等を実施する。 ・ 出前講座 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>64回</td><td>59回</td><td>95回</td><td>137回</td><td></td></tr></table> ・ 消費生活展 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.12.14～ R3.12.17</td><td>—</td><td>R5.12.19～ R5.12.22</td><td>民間イベント へのブース出展</td><td></td></tr></table> ○警察等と連携した街頭啓発や報道機関と連携した広報、消費生活サポーター等を活用して、特殊詐欺被害の抑止を図る。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td></tr></table> ○県ホームページやラジオ、情報誌に加え、SNSも活用し、問題商法や特殊詐欺等に関する注意喚起や成年後見制度の活用促進、消費者市民社会の意義についての啓発を行う。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>Facebookでの情報発信</td><td>10件</td><td>15件</td><td>—</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>ラジオ広報</td><td>51件</td><td>144回</td><td>90回</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>情報誌（オーレ）への掲載</td><td>4回</td><td>3回</td><td>2回</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>YouTube開設</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>Xでの情報発信</td><td>—</td><td>—</td><td>43回</td><td>85,397回</td><td></td></tr><tr><td>テレビCMでの情報発信</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>100回</td><td></td></tr><tr><td>各種SNS等での情報発信</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>1,280,745回</td><td></td></tr></table> 重点推進項目 1 2 3	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	64回	59回	95回	137回		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催期間	R3.12.14～ R3.12.17	—	R5.12.19～ R5.12.22	民間イベント へのブース出展		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン	4回	4回	4回	4回		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	Facebookでの情報発信	10件	15件	—	—		ラジオ広報	51件	144回	90回	—		情報誌（オーレ）への掲載	4回	3回	2回	—		YouTube開設	○	○	○	○		Xでの情報発信	—	—	43回	85,397回		テレビCMでの情報発信	—	—	—	100回		各種SNS等での情報発信	—	—	—	1,280,745回		消費生活・文化課	【自己評価】 様々な媒体をととして積極的な情報提供を行い啓発活動を行った。令和6年度は消費生活展に代えて民間イベントへのブース出展を行った。また、テレビCMに加え各種SNS等で広告を行った。 【課題と今後の対応等】 広報活動について、関係機関と連携しながら今後も継続して実施し、普及啓発を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																		
回数	64回	59回	95回	137回																																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																			
開催期間	R3.12.14～ R3.12.17	—	R5.12.19～ R5.12.22	民間イベント へのブース出展																																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																			
みやぎ消費者被害ゼロキャンペーン	4回	4回	4回	4回																																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																			
Facebookでの情報発信	10件	15件	—	—																																																																																				
ラジオ広報	51件	144回	90回	—																																																																																				
情報誌（オーレ）への掲載	4回	3回	2回	—																																																																																				
YouTube開設	○	○	○	○																																																																																				
Xでの情報発信	—	—	43回	85,397回																																																																																				
テレビCMでの情報発信	—	—	—	100回																																																																																				
各種SNS等での情報発信	—	—	—	1,280,745回																																																																																				
	②成年後見制度等の普及等	○地域包括支援センターを中心に、地域に住む高齢者の見守り体制の構築や消費者被害に関する情報の提供、成年後見制度の活用促進を図る。 ・ 成年後見制度に関する研修会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>3回</td><td></td></tr><tr><td>受講者数</td><td>87人</td><td>61人</td><td>49人</td><td>147人</td><td></td></tr></table> ・ 高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンブズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td>90件</td><td></td></tr><tr><td>うち成年後見制度に関わる相談件数</td><td>4件</td><td>11件</td><td>8件</td><td>4件</td><td></td></tr></table> 重点推進項目 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回	3回		受講者数	87人	61人	49人	147人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件	90件		うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件	4件		長寿社会政策課	【自己評価】 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」及び「成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、市町村や関係者に対する研修や相談対応を行うとともに、令和6年度には、市町村向けの成年後見制度に関する研修を拡充し、市町村の体制整備を支援した。 【課題と今後の対応等】 今後、認知症高齢者等の増加に伴い、成年後見制度の利用ニーズは拡大すると考えられる。関係機関と連携しながら、市町村の体制整備を支援し、成年後見制度の適切な利用が図られるように取り組む必要がある。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																			
開催回数	2回	2回	2回	3回																																																																																				
受講者数	87人	61人	49人	147人																																																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																																			
相談受付件数	155件	148件	113件	90件																																																																																				
うち成年後見制度に関わる相談件数	4件	11件	8件	4件																																																																																				

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																					
3（3）消費生活上特に配慮を必要とする消費者への支援 消費者被害の防止と救済	③ 高齢者の権利の擁護	○高齢者権利擁護講演会の開催等を通じて関係者等への啓発を行うほか、相談窓口を開設するなど高齢者の虐待防止及び権利擁護の促進を図る。 ・高齢者虐待対策機能強化事業（相談受付窓口：特定非営利活動法人宮城福祉オンズネットエールへの委託事業） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>155件</td><td>148件</td><td>113件</td><td>90件</td><td></td></tr></table> ・高齢者権利擁護推進研修の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td>4回</td><td></td></tr><tr><td>参加人数</td><td>377人</td><td>244人</td><td>423人</td><td>354人</td><td></td></tr></table> 重点推進項目 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	155件	148件	113件	90件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	4回	4回	4回	4回		参加人数	377人	244人	423人	354人		長寿社会政策課	【自己評価】 高齢者虐待対応等の相談窓口を設置し相談に応じることで、市町村等の高齢者権利擁護の取組を推進した。また、高齢者の権利擁護等をテーマとする研修会等の開催を通して、市町村職員や施設従事者等に対して高齢者の権利擁護に関する普及啓発を行った。 【課題と今後の対応等】 虐待は、高齢者の権利が脅かされる状況であることから、迅速な対応が求められる。早期発見・早期対応のために、関係機関とのネットワーク構築及び連携体制の強化に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																							
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																			
	相談受付件数	155件	148件	113件	90件																																																				
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
開催回数	4回	4回	4回	4回																																																					
参加人数	377人	244人	423人	354人																																																					
④ 障害者の権利の擁護	○障害者の権利の擁護に係る相談等に対応するための常設相談窓口を設置し、必要に応じて専門機関等との連携を図る。 ・相談窓口（社会福祉法人宮城県身体障害者福祉協会への委託） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>1,111件</td><td>1,255件</td><td>1,398件</td><td>1,386件</td><td></td></tr><tr><td>稼働日数</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td>週6日</td><td></td></tr></table> ※ 相談日：日・月曜日（精神障害者）、水・木曜日（身体障害者）、金・土曜日（知的障害者） ・宮城県障害者差別相談センター（宮城県社会福祉士会への委託） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>14</td><td>26</td><td>35</td><td>23</td><td></td></tr><tr><td>稼働日数</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td></td></tr></table> ※ 相談日：月～金曜日 ・宮城県障害者権利擁護センター（宮城県社会福祉士会への委託） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>64</td><td>60</td><td>91</td><td>118</td><td></td></tr><tr><td>稼働日数</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td>週5日</td><td></td></tr></table> ※ 相談日：月～金曜日 重点推進項目 2	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	1,111件	1,255件	1,398件	1,386件		稼働日数	週6日	週6日	週6日	週6日		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	14	26	35	23		稼働日数	週5日	週5日	週5日	週5日		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	64	60	91	118		稼働日数	週5日	週5日	週5日	週5日		障害福祉課	【自己評価】 常設相談窓口を設置し、1,386件の電話があった。うち、精神障害者からの相談が約7割であり、不安感、人間関係、生活や就労等の多岐にわたる相談が寄せられた。身近に相談できる場所として繰り返し相談する方もおり、相談者に寄り添った対応を心がけた。状況に応じて地域の相談窓口や専門機関を紹介するなど十分な対応ができた。 差別相談センター・権利擁護センターについては、平日9時～17時まで専門員が常駐し、相談・通報等141件に対応した。また、関係機関・団体との連携を強化し、障害者虐待に関する通報や障害者差別に関する相談等に対応するとともに、障害者及び養護者の支援を行うなど十分な対応ができた。 【課題と今後の対応等】 従来同様、専門機関との連携を図りながら、様々な障害への理解や福祉制度についての研修等を行い、相談員の資質向上に努め、相談体制を一層強化していく。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
相談件数	1,111件	1,255件	1,398件	1,386件																																																					
稼働日数	週6日	週6日	週6日	週6日																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
相談件数	14	26	35	23																																																					
稼働日数	週5日	週5日	週5日	週5日																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
相談件数	64	60	91	118																																																					
稼働日数	週5日	週5日	週5日	週5日																																																					
⑤ 心の健康問題に関する相談支援事業	○精神保健福祉センター内に心の健康相談電話を設置して、県民の精神的健康の保持増進を図る。 ・心の健康相談電話 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談件数</td><td>2,487件</td><td>2,956件</td><td>2,944件</td><td>2,786件</td><td></td></tr><tr><td>医療機関紹介</td><td>3件</td><td>3件</td><td>5件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>内関係機関紹介</td><td>20件</td><td>30件</td><td>22件</td><td>6件</td><td></td></tr><tr><td>訳助言指導</td><td>2,463件</td><td>2,923件</td><td>2,917件</td><td>2,779件</td><td></td></tr><tr><td>来所予約</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談件数	2,487件	2,956件	2,944件	2,786件		医療機関紹介	3件	3件	5件	1件		内関係機関紹介	20件	30件	22件	6件		訳助言指導	2,463件	2,923件	2,917件	2,779件		来所予約	1件	0件	0件	0件		精神保健推進室	【自己評価】 相談件数は前年比で微減。相談窓口として広く認知されており、県民の精神的健康の保持増進に寄与することができている。 【課題と今後の対応等】 様々な悩みや心の問題を抱える方の増加が依然として懸念されることから、引き続き電話相談窓口を設置し、県民の精神的健康の保持増進に努める。 【今後の方向性】 ☐拡充 ☒維持 ☐縮小 ☐廃止																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
相談件数	2,487件	2,956件	2,944件	2,786件																																																					
医療機関紹介	3件	3件	5件	1件																																																					
内関係機関紹介	20件	30件	22件	6件																																																					
訳助言指導	2,463件	2,923件	2,917件	2,779件																																																					
来所予約	1件	0件	0件	0件																																																					

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																												
3	(4) 消費者被害の拡大防止と被害者の救済	① 消費者からの苦情に対する調査・助言・あっせん及び専門機関の紹介等	○消費者からの苦情の申出に対して、適切な調査、助言、あっせんその他必要な措置を行う。また、消費者からの苦情の申出のうち、専門的な対応が必要な事案については、弁護士会、司法書士会、法テラス等専門機関の紹介又は仲介を行うなどの確な対応に努める。 ・ 県相談機関関係分（消費生活センター及び県民サービスセンター） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談受付件数</td><td>7,662件</td><td>7,310件</td><td>6,146件</td><td>6,698件</td><td></td></tr><tr><td>うちあっせん件数</td><td>230件</td><td>245件</td><td>203件</td><td>358件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談受付件数	7,662件	7,310件	6,146件	6,698件		うちあっせん件数	230件	245件	203件	358件		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者をあっせんするなど、各相談の適切な対応に取り組んだ。 【課題と今後の対応等】 今後も高齢者や自主的に事業者と交渉することが困難な相談者の相談があると予想される。また、副業トラブルの増加による若年者の消費者トラブル増にも注意が必要であり、どちらも適切な対応が求められる。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止										
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																										
		相談受付件数	7,662件	7,310件	6,146件	6,698件																											
		うちあっせん件数	230件	245件	203件	358件																											
重点推進項目			3																														
② 条例第41条の申出に対する対応	○条例第41条第1項の規定による県民からの申出に対して、必要な措置を講じる。 ・ 条例の規定に違反する事業者等に措置をとるよう求める申出 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>申請受理件数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	申請受理件数	－	－	－			消費生活・文化課	【自己評価】 申出に至る事案はなかった。なお、相談件数の多い事案や相談内容により、景品表示法や特定商取引法等の法律を根拠として個別に調査・指導を行っている。 【課題と今後の対応等】 違反性が高いと思われる相談については、速やかに相談員と法執行担当者との情報共有がなされるよう、今後とも連携を図りながら対処していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
申請受理件数	－	－	－																														
③ 不適正な取引行為の調査・指導等【再掲】	○消費者関係法令及び条例等に反する不適正な事業活動を行っていることが疑われる事業者に対して、その実態等を調査し、消費者被害の拡大を防止するため当該事業者に対する指導等を行うほか、関連情報の提供を行い、適正な取引行為等の確保に努める。 ・ 不適正な取引行為を行った事業者への指導等 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>聴き取り等調査件数</td><td>2件</td><td>2件</td><td>7件</td><td>10件</td><td></td></tr><tr><td>うち注意喚起</td><td>1件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>うち行政指導</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>うち行政処分</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td>0件</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	聴き取り等調査件数	2件	2件	7件	10件		うち注意喚起	1件	0件	0件	1件		うち行政指導	0件	0件	0件	1件		うち行政処分	0件	0件	0件	0件		消費生活・文化課	【自己評価】 消費者相談等から覚知した違反被疑事案に対する調査を実施し、必要に応じて指導・注意喚起を行うことができた。 【課題と今後の対応等】 今後も消費生活相談員との情報共有による連携を図り、行政指導等によって適正な取引行為等の確保に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
聴き取り等調査件数	2件	2件	7件	10件																													
うち注意喚起	1件	0件	0件	1件																													
うち行政指導	0件	0件	0件	1件																													
うち行政処分	0件	0件	0件	0件																													
④ 商品等の検査	○消費生活相談の対象となった商品・サービスの効能、欠陥の有無等について、独立行政法人国民生活センター、独立行政法人製品評価技術基盤機構等の専門機関に診断を依頼するなど、原因の究明に努める。 ・ 依頼先、件数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>製品評価技術基盤機構</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>一級建築士</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>国民生活センター</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	製品評価技術基盤機構	－	－	－	－		一級建築士	－	－	－	－		国民生活センター	－	－	－	－		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 令和6年度は事案はなかった。 【課題と今後の対応等】 今後も適宜、専門機関の活用を図っていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止						
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																												
製品評価技術基盤機構	－	－	－	－																													
一級建築士	－	－	－	－																													
国民生活センター	－	－	－	－																													
重点推進項目			3																														

施策	推進	取組	事業内容 ・ 実施状況	担当課等	自己評価等																																																												
3 消費者被害の防止と救済	(4) 消費者被害の拡大防止と被害者の救済	⑤ 多重債務問題に関する取組	○多重債務問題の解決に向け、無料相談会を実施し、潜在的な多重債務者が相談窓口を訪れる機会を提供するとともに、自死対策に関する関係機関と連携し、「心の健康相談」を併せて実施する。 ・「多重債務者相談マニュアル～宮城版～」に基づいた相談処理の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>相談処理</td><td>10件</td><td>13件</td><td>7件</td><td>6件</td><td></td></tr></table> ・ 多重債務無料相談会の実施 宮城県多重債務問題対策会議の主催により、全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、11月に多重債務に関する無料相談会を実施した。また、精神保健推進室と連携して、無料相談会において希望する者に対して「心の健康相談」も実施した。 一斉相談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催期間</td><td>R3.11.26～ R3.11.28</td><td>R4.11.26～ R4.11.28</td><td>R5.12.1～ R5.12.3</td><td>R6.11.30～ R6.12.2</td><td></td></tr><tr><td>開催場所</td><td>県庁</td><td>県庁</td><td>県庁</td><td>県庁</td><td></td></tr><tr><td>相談者数</td><td>10人</td><td>13人</td><td>7人</td><td>6人</td><td></td></tr></table> ・ 宮城県多重債務問題対策会議の開催（ヤミ金融対策を含む） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td>R6.8.30 対面開催</td><td></td></tr></table> ・ 金融広報委員会と協力して、啓発用リーフレット「多重債務に陥らないために」を各種研修会で配布した。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>啓発用リーフレット配布</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td></td></tr></table> 重点推進項目 3	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	相談処理	10件	13件	7件	6件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催期間	R3.11.26～ R3.11.28	R4.11.26～ R4.11.28	R5.12.1～ R5.12.3	R6.11.30～ R6.12.2		開催場所	県庁	県庁	県庁	県庁		相談者数	10人	13人	7人	6人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	啓発用リーフレット配布	○	○	○	－		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く) (金融広報委員会)	【自己評価】 全国一斉多重債務者相談キャンペーンに合わせ、無料相談会を開催した。併せて、保健福祉事務所等と連携して心の健康相談を実施した。 【課題と今後の対応等】 引き続き無料相談会を実施し、多重債務問題への対応を図る。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																										
		相談処理	10件	13件	7件	6件																																																											
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催期間	R3.11.26～ R3.11.28	R4.11.26～ R4.11.28	R5.12.1～ R5.12.3	R6.11.30～ R6.12.2																																																													
開催場所	県庁	県庁	県庁	県庁																																																													
相談者数	10人	13人	7人	6人																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
啓発用リーフレット配布	○	○	○	－																																																													
⑥ 消費者被害救済委員会のあつせん・調停	○消費者からの苦情申出のうち、解決が著しく困難なものについては、「宮城県消費者被害救済委員会」を開催し、あつせん又は調停をすることにより解決を目指す。 ・ 宮城県消費者被害救済委員会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table> ・ 宮城県消費者被害救済委員会 あつせん調停部会の開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	－	－	－		開催日	－	－	－	－		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	－	－	－	－		開催日	－	－	－	－		消費生活・文化課	【自己評価】 委員会へ付する案件がなく、開催なし。 【課題と今後の対応等】 平成24年度以降は委員会への付託を要する消費者からの苦情申出はないものの、消費者保護の観点から今後申出があった場合、適切なあつせんができるよう努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催回数	－	－	－	－																																																													
開催日	－	－	－	－																																																													
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
開催回数	－	－	－	－																																																													
開催日	－	－	－	－																																																													
⑦ 消費者の訴訟に対する費用の貸付	○被害を受けた消費者の訴訟に係る費用の貸付けを行い、消費者を経済的に支援する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>申請受理件数</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	申請受理件数	－	－	－	－		消費生活・文化課	【自己評価】 費用の貸し付け実績はない。 【課題と今後の対応等】 費用の貸し付け実績はないが、消費者保護の観点から事業を継続していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																																		
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																												
申請受理件数	－	－	－	－																																																													

3

(5)

消費者被害の防止と救済

推進

3

関係機関との連携の強化

取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																						
① 国民生活センター、製品評価技術基盤機構との連携	○全国の相談情報の収集、製品事故の分析等において、下記のとおり連携を行う。 - 国民生活センターが運営するPIO-NET（全国消費生活情報ネットワーク・システム）を活用し、全国の相談苦情情報の収集等をする。また、「見守り新鮮情報」の最新情報を活用し、情報誌等を通じて消費者に情報提供する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>情報提供</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> - 製品評価技術基盤機構に事故分析を依頼するほか、当機構からの事故等の情報についてHP等に掲示することにより迅速に消費者へ周知する。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>事故分析依頼</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>事故情報周知</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	情報提供	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	事故分析依頼	－	－	－	－		事故情報周知	○	○	○	○		消費生活・文化課 各地方振興事務所県民サービスセンター(仙台を除く)	【自己評価】 全国の相談情報や製品事故の分析結果情報等は消費者被害の防止に重要であることから、最新情報の速やかな提供に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後も情報収集を図るとともに、国や他の都道府県との連携を図り、最新情報の提供に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																								
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
情報提供	○	○	○	○																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
事故分析依頼	－	－	－	－																																																					
事故情報周知	○	○	○	○																																																					
重点推進項目		3																																																							
② 国、市町村、警察本部等との連携	○国、市町村、警察本部等との連携を図り、悪質な事業者及び違法な貸金業者等に関する情報交換や事業者への対応等に努める。 宮城県多重債務問題対策会議（ヤミ金融対策を含む） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td>R6.8.30 対面開催</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催		消費生活・文化課	【自己評価】 対面会議となり、無料相談会の開催方法等についての意見や多重債務にかかる各機関からの情報提供及び質疑応答があるなど、活発な情報交換が行われた。 【課題と今後の対応等】 より良い消費者行政を目指して、会議の開催を通じて情報交換に努めていく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																																										
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催																																																					
重点推進項目		3																																																							
③ 弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携	○弁護士会、司法書士会、法テラス、適格消費者団体等との連携を図り、定期的な情報及び意見の交換等に努める。 - 行政機関と仙台弁護士会・宮城県司法書士会との懇談会 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催回数</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td>2回</td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.16 R4.2.7</td><td>R4.9.29 R5.2.7</td><td>R5.9.5 R6.2.7</td><td>R6.9.5 R7.2.10</td><td></td></tr></table> - 宮城県多重債務問題対策会議 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.9.10 書面開催</td><td>R4.8.31 対面開催</td><td>R5.8.21 対面開催</td><td>R6.8.30 対面開催</td><td></td></tr></table> - 消費者関係団体との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> - 宮城県金融広報委員会との連携 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>金融経済教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催回数	2回	2回	2回	2回		開催日	R3.9.16 R4.2.7	R4.9.29 R5.2.7	R5.9.5 R6.2.7	R6.9.5 R7.2.10		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	金融経済教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等	○	○	○	○		消費生活・文化課	【自己評価】 弁護士会・司法書士会とも必要に応じて随時情報交換を行い、県内の消費者行政に関する情報共有の幅に広がりをもたせるとともに、連携強化の機会の増加に繋がった。 また、消費者関係団体に対し、研修会等の開催を支援した。 宮城県金融広報委員会との連携については、消費者教育事業として金融・経済講演会を共同で開催したほか、金銭・金融教育に関する研究発表・普及啓発事業を共催した。 【課題と今後の対応等】 今後も引き続き各団体と連携しながら事業を実施していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
開催回数	2回	2回	2回	2回																																																					
開催日	R3.9.16 R4.2.7	R4.9.29 R5.2.7	R5.9.5 R6.2.7	R6.9.5 R7.2.10																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
開催日	R3.9.10 書面開催	R4.8.31 対面開催	R5.8.21 対面開催	R6.8.30 対面開催																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
宮城県消費者団体連絡協議会による合同研修会、総代会等の開催支援	○	○	○	○																																																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																				
金融経済教育研究校による生活設計等普及事業の共催、講演会の開催支援等	○	○	○	○																																																					
重点推進項目		3																																																							

4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																
4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	(1) エシカル消費の普及啓発	○ホームページや「みやぎの消費生活情報」等を活用し、エシカル消費（人や社会、環境に配慮した消費行動）についての普及啓発を図り、エシカル消費の意味や必要性に対する県民の理解向上を図る。 ・エシカル消費の普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ホームページ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>みやぎの消費生活情報</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>リーフレット</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>セミナー</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>高校生動画コンテスト</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>○</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ホームページ	○	○	○	○		みやぎの消費生活情報	○	○	○	○		リーフレット	－	－	○	○		セミナー	－	－	○	○		高校生動画コンテスト	－	－	－	○		消費・生活文化課	【自己評価】 ホームページや広報誌を活用するとともに、県内企業等を訪問し、身近なリーフレットを作成し、小売店を通じて配布したとともに、企業等向けエシカル消費セミナーを開催し、県内企業等との連携して普及啓発を図った。また、エシカル消費高校生動画コンテストを開催し、若年層へのエシカル消費の理解促進に努めた。 【課題と今後の対応等】 消費者自らが社会的役割を自覚し、行動することが重要であることから、関係する施策と連携し、さらなる理解促進を図る必要がある。 【今後の方向性】 ■ 拡充 □ 維持 □ 縮小 □ 廃止												
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
	ホームページ	○	○	○	○																																															
みやぎの消費生活情報	○	○	○	○																																																
リーフレット	－	－	○	○																																																
セミナー	－	－	○	○																																																
高校生動画コンテスト	－	－	－	○																																																
4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	(2) 障害者工賃向上支援総合対策事業	○障害のある方が製造・作成した商品等の展示即売を行う「働く障害者ふれあいフェスティバル」等販売会の開催により、障害のある方の工賃向上と自立を推進しながら、障害に対する理解醸成と購入促進を図る。 ・働く障害者ふれあいフェスティバル <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td></td></tr><tr><td>開催日</td><td>R3.12.7 ～ R3.12.9</td><td>R4.9.20 ～ R4.9.22</td><td>R4.12.7 ～ R4.12.9</td><td>R5.9.13 ～ R5.9.15</td></tr><tr><td>参加者数</td><td>112人</td><td>117人</td><td>106人</td><td>151人</td></tr></table> <table><tr><td></td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>R6.6.27 ～ R6.6.28</td><td>R6.9.11 ～ R6.9.13</td><td>R6.12.4 ～ R6.12.6</td></tr><tr><td>112人</td><td>174人</td><td>186人</td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5		開催日	R3.12.7 ～ R3.12.9	R4.9.20 ～ R4.9.22	R4.12.7 ～ R4.12.9	R5.9.13 ～ R5.9.15	参加者数	112人	117人	106人	151人		R6	R7	R6.6.27 ～ R6.6.28	R6.9.11 ～ R6.9.13	R6.12.4 ～ R6.12.6	112人	174人	186人	障害福祉課	【自己評価】 対面による販売会開催に加え、カタログによる非対面方式の販売会を実施する等、工夫して販売機会を確保した。県庁ロビーでの販売会では、広く周知活動を行うことにより、多くの障害者就労支援事業所が参加することができた。 【課題と今後の対応等】 今後も継続してふれあいフェスティバルを開催していくとともに、県内企業等とも連携した販売機会を確保するための取組を安定的に実施することで、県民の障害のある方に配慮した消費行動促進を図る。 【今後の方向性】 □ 拡充 ■ 維持 □ 縮小 □ 廃止																								
	対象年度	R3	R4	R5																																																
開催日	R3.12.7 ～ R3.12.9	R4.9.20 ～ R4.9.22	R4.12.7 ～ R4.12.9	R5.9.13 ～ R5.9.15																																																
参加者数	112人	117人	106人	151人																																																
	R6	R7																																																		
R6.6.27 ～ R6.6.28	R6.9.11 ～ R6.9.13	R6.12.4 ～ R6.12.6																																																		
112人	174人	186人																																																		
4 人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	(2) 食育・地産地消推進事業	○地産地消の啓発や地産地消推進店の拡大を全県的に推進し、県産農林水産物に対する理解向上や消費・活用の促進を図る。 ・県内食関連事業者と連携した地産地消の普及啓発 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>地産地消の普及啓発</td><td>－</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>「伝え人」の派遣</td><td>23件</td><td>32件</td><td>34件</td><td>41件</td><td></td></tr></table> ・高校生地産地消お弁当コンテストを開催 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>お弁当コンテストの開催</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・地産地消推進店の登録店舗数 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>登録店舗数</td><td>429店舗</td><td>524店舗</td><td>519店舗</td><td>528店舗</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	地産地消の普及啓発	－	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	「伝え人」の派遣	23件	32件	34件	41件		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	お弁当コンテストの開催	○	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	登録店舗数	429店舗	524店舗	519店舗	528店舗		食産業振興課	【自己評価】 食材王国みやぎ「伝え人」を学校等へ派遣するとともに、高校生地産地消お弁当コンテストを開催することで、地産地消の意識向上と県産食材の理解促進につながった。地産地消推進店の登録数は昨年より9店舗増加し、合計528店舗となった。 【課題と今後の対応等】 食材王国みやぎ「伝え人」活用促進事業については、講座内容をHPやパンフレット等で情報発信する。高校生地産地消お弁当コンテストについては、各高等学校に積極的に事業内容をPRする。 また、これらの事業を一層充実・強化することで、県民の地産地消に対する理解を更に深めることを目指す。 併せて、地産地消推進店の登録数の増加を図るとともに、登録店舗における県産食材の利用拡大を促進する。 【今後の方向性】 □ 拡充 ■ 維持 □ 縮小 □ 廃止
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																														
地産地消の普及啓発	－	○	○	○																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
「伝え人」の派遣	23件	32件	34件	41件																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
お弁当コンテストの開催	○	○	○	○																																																
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																															
登録店舗数	429店舗	524店舗	519店舗	528店舗																																																

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																																																																														
4 （3） 人や社会、環境へ配慮した消費行動の推進	グリーン購入 ① 入等の普及促進	○みやぎグリーン購入ネットワークと連携し、グリーン購入の普及促進を図る。 ・グリーン購入セミナー 地域全体でグリーン購入に取り組むことの重要性を理解することを目的にセミナーを開催した。 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>回数</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td>1回</td><td></td></tr><tr><td>参加者数</td><td>50人</td><td>23人</td><td>29人</td><td>36人</td><td></td></tr></table> ○環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及を図った。 ・宮城県グリーン製品の認定 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定件数</td><td>36件</td><td>37件</td><td>34件</td><td>38件</td><td></td></tr><tr><td>年度末現在の認定製品数</td><td>105製品</td><td>105製品</td><td>107製品</td><td>108製品</td><td></td></tr></table> ○PR事業(パネル、サンプルの展示) <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>県庁内におけるパネル展示</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>県産業技術総合センター一般公開への出展</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>みやぎ環境フェスタでの認定製品展示</td><td>○</td><td>○</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	回数	1回	1回	1回	1回		参加者数	50人	23人	29人	36人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定件数	36件	37件	34件	38件		年度末現在の認定製品数	105製品	105製品	107製品	108製品		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	県庁内におけるパネル展示	○	○	○	○		県産業技術総合センター一般公開への出展	－	－	－	－		みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	○	○	－	－		環境政策課 循環型社会推進課	【自己評価】 みやぎグリーン購入ネットワーク（みやぎGPN）と連携し、セミナーを開催した。また、グリーン製品の認定を適切に行うとともに、パネル展示等により制度や認定製品の普及啓発に努めた。 【課題と今後の対応等】 今後もみやぎGPNと協働しセミナーなどの普及啓発を実施していく。また、宮城県グリーン製品認定制度や認定製品の一層の普及啓発に努めるとともに、グリーン製品の利活用を推進する。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																		
	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																												
回数	1回	1回	1回	1回																																																																														
参加者数	50人	23人	29人	36人																																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
認定件数	36件	37件	34件	38件																																																																														
年度末現在の認定製品数	105製品	105製品	107製品	108製品																																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
県庁内におけるパネル展示	○	○	○	○																																																																														
県産業技術総合センター一般公開への出展	－	－	－	－																																																																														
みやぎ環境フェスタでの認定製品展示	○	○	－	－																																																																														
	みやぎの ② 3 R推進事業	○ライフステージに応じた普及啓発事業の実施やラジオスポットCM放送等の実施により、県民及び事業者に対する廃棄物等の3R(廃プラスチック対策、食品ごみの削減、廃棄物)に関する普及啓発に努める。 ・3R普及啓発イベントの実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>開催日</td><td>－</td><td>R4.9.18</td><td>R5.11.3</td><td>R6.11.9</td><td></td></tr><tr><td>来場者数</td><td>－</td><td>623人</td><td>484人</td><td>543人</td><td></td></tr></table> ・ラジオスポットCM <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>放送回数</td><td>112回</td><td>112回</td><td>112回</td><td></td><td></td></tr><tr><td>県HPでのCM音源の公開</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr></table> ・テレビCM、インターネット広報 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>テレビCM、インターネット広報</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr></table> ※R6年度は動画の作成のみ ・普及啓発パネル展示の実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>リサイクル推進週間(5/30～6/5)</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>3R推進月間(10月)</td><td>9月に実施</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table> ・みやぎの食べきりモデル店舗認定事業 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>認定店舗数</td><td>32店舗</td><td>45店舗</td><td>42店舗</td><td>42店舗</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	開催日	－	R4.9.18	R5.11.3	R6.11.9		来場者数	－	623人	484人	543人		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	放送回数	112回	112回	112回			県HPでのCM音源の公開	○	○	○			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	テレビCM、インターネット広報				○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	リサイクル推進週間(5/30～6/5)	○	○	○	○		3R推進月間(10月)	9月に実施	○	○	○		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	認定店舗数	32店舗	45店舗	42店舗	42店舗		循環型社会推進課	【自己評価】 例年実施している普及啓発パネル展示に加え、11月にブース出展した啓発イベントでは、多くの県民に3Rの啓発活動を実施することができた。 また、食品ロス削減については、10月30日の「みやぎ県民食べきりの日」に合わせて「みやぎフードドライブ2024」を実施し、県民の食品ロスに対する関心を高めることができた。 なお、ラジオスポットCM放送については、より広い層への啓発を行うため、視聴者の多いテレビCMやインターネットでの広報に切り替え、幅広い層に効果的に実施していく。 【課題と今後の対応等】 令和3年3月に策定した「宮城県循環型社会形成推進計画（第3期）」を推進するために、令和3年度に策定した「宮城県食品ロス削減推進計画」や、令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環法も踏まえ、食品ロスの削減やプラスチックごみの削減を重点とした3Rについて、より多くの県民が取り組み、実践行動が定着していくよう啓発活動を行う。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
開催日	－	R4.9.18	R5.11.3	R6.11.9																																																																														
来場者数	－	623人	484人	543人																																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
放送回数	112回	112回	112回																																																																															
県HPでのCM音源の公開	○	○	○																																																																															
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
テレビCM、インターネット広報				○																																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
リサイクル推進週間(5/30～6/5)	○	○	○	○																																																																														
3R推進月間(10月)	9月に実施	○	○	○																																																																														
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																																																																													
認定店舗数	32店舗	45店舗	42店舗	42店舗																																																																														
		重点推進項目	4																																																																															

施策推進	取組	事業内容・実施状況	担当課等	自己評価等																														
（３）環境へ配慮した消費行動の推進 4人や社会、環境に配慮した消費行動の推進	③各種認証取得等支援事業	○漁業認証（ASC/MSC/MEL/CoC認証）や森林認証（FSC認証）の取得を支援することにより、持続可能な森林管理や強い漁業経営体の育成を図る。 ・水産エコラベル（漁業認証） <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>ASC認証</td><td>－</td><td>1件</td><td>2件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>MSC認証</td><td>2件</td><td>2件</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr><tr><td>MEL認証</td><td>－</td><td>1件</td><td>2件</td><td>1件</td><td></td></tr><tr><td>CoC認証</td><td>1件</td><td>1件</td><td>－</td><td>－</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	ASC認証	－	1件	2件	1件		MSC認証	2件	2件	－	－		MEL認証	－	1件	2件	1件		CoC認証	1件	1件	－	－		水産業基盤整備課	【自己評価】 事業についての問合せに対応。各業者に対して本事業が適用可能か回答し、計２件の補助を行った。 【課題と今後の対応等】 養殖生産物の高付加価値化に向け、水産エコラベルの認知度向上、補助事業の周知、予算の確保に努める。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
ASC認証	－	1件	2件	1件																														
MSC認証	2件	2件	－	－																														
MEL認証	－	1件	2件	1件																														
CoC認証	1件	1件	－	－																														
	・森林認証 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>FSC認証</td><td>13,330</td><td>13,325</td><td>11,975</td><td>10,237</td><td></td></tr></table> 単位：ヘクタール	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	FSC認証	13,330	13,325	11,975	10,237		林業振興課	【自己評価】 森林認証取得に意欲のある森林組合に対して、森林認証取得に向けた課題等について意見交換し、その解決に向けた協議会等設立を支援する県の制度の紹介など、情報提供したが、新たな取得までには至らなかった。 【課題と今後の対応等】 森林認証の取得によるインセンティブを認識しづらいことから、森林認証材製品のPRやFM・CoC認証の認知度拡大により、認証材の普及促進に取り組む。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止																			
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
FSC認証	13,330	13,325	11,975	10,237																														
重点推進項目			4																															
（４）環境に配慮した消費行動の推進 ①素晴らしいみやぎを創る運動推進事業	①素晴らしいみやぎを創る運動推進事業	○活力のある個性的で心豊かな地域社会の形成を目指し、美しい生活環境を創る運動などの県民運動を推進する「素晴らしいみやぎを創る協議会」に対する支援を通じ、地域に密着した環境への取組として次の事業を実施した。 ・みやぎ花のあるまちコンクール 「ふれあい」と「思いやり」のある人づくり・地域づくり・美しいふるさと『みやぎ』づくりを推進するため実施 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>応募者数</td><td>13団体</td><td>17団体</td><td>20団体</td><td>13団体</td><td></td></tr><tr><td>受賞者数</td><td>7団体</td><td>7団体</td><td>7団体</td><td>7団体</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	応募者数	13団体	17団体	20団体	13団体		受賞者数	7団体	7団体	7団体	7団体		共同参画社会推進課	【自己評価】 みやぎ花のあるまちコンクールや美しい生活環境を創る運動の実施などにより、環境に配慮した地域づくりの機運を醸成し、定着を図ることができた。 【課題と今後の対応等】 様々な媒体を活用してコンクールのPRを行っているが、例年、応募地域に偏りが見受けられることから、面的な拡がりへと発展するように地域との連携を強化していく。 【今後の方向性】 ☐ 拡充 ☒ 維持 ☐ 縮小 ☐ 廃止												
		対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																											
応募者数	13団体	17団体	20団体	13団体																														
受賞者数	7団体	7団体	7団体	7団体																														
・美しい生活環境を創る運動 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布</td><td>5,000袋</td><td>5,600袋</td><td>7,800袋</td><td>3,800袋</td><td></td></tr><tr><td>配布先数</td><td>20団体</td><td>33団体</td><td>29団体</td><td>15団体</td><td></td></tr></table>	対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	5,000袋	5,600袋	7,800袋	3,800袋		配布先数	20団体	33団体	29団体	15団体																	
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
広報用花の種子袋を作成し関係団体に配布	5,000袋	5,600袋	7,800袋	3,800袋																														
配布先数	20団体	33団体	29団体	15団体																														
・身近な環境問題に取り組む生活学校運動への支援 県生活学校連絡協議会及び県内生活学校に対する活動費の助成、生活学校・生活会議運動全国大会等への参加費の助成 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>助成</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	助成	○	○	○	○																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
助成	○	○	○	○																														
・省資源・省エネルギー運動 夏季及び冬季の省エネルギー対策推進のため各種啓発用資料を構成員に配布 <table><tr><td>対象年度</td><td>R3</td><td>R4</td><td>R5</td><td>R6</td><td>R7</td></tr><tr><td>資料配付</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td></tr></table>			対象年度	R3	R4	R5	R6	R7	資料配付	○	○	○	○																					
対象年度	R3	R4	R5	R6	R7																													
資料配付	○	○	○	○																														
重点推進項目			4																															